

公益社団法人新潟県獣医師会の発足

楠原征治[†]（公益社団法人新潟県獣医師会会長理事）



平成22年4月1日より新潟県獣医師会はこれまでの社団法人から公益社団法人に移行し、公益社団法人新潟県獣医師会が新たに発足した。

平成20年12月1日から公益法人制度の基本的改革に関する法律が施行され、5年以内に公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人のいずれかに移行、もしくは解散する必要に迫られた。公益社団法人への移行の効果として、公益社団法人の名称を独占使用できるとともに、社会的信用と税制上の恩恵を受けることができるが、公益社団法人認定法に基づき、公益認定等委員会が設ける認定要件・基準をクリアできないと、公益社団法人の名称を使用することはできない。新潟県獣医師会は獣医学術と獣医療をもって、人と動物に係わる公益活動を推進ならびに支援することにより、動物の保健衛生、愛護・保護、畜水産物の生産、公衆衛生の向上、社会福祉の増進、自然環境の保全等に寄与することを基本姿勢にしてきた。そしてこれまでに、狂犬病予防事業、学校飼育動物支援事業、野生傷病鳥獣保護収容事業など、かなり公益性の高い事業を推進してきたことから、今後引き続き社会的使命を果たすために、速やかに新公益法人の認定を受けるべく準備を進め、平成21年11月26日に公益社団法人の申請を行った。平成22年3月29日の公益認定等委員会の審査会で認定を受けることができたので、直ちに公益社団法人新潟県獣医師会として登記し、新たな船出となった。

新潟県獣医師会は戦後間もない昭和23年9月に社団法人新潟県獣医師協会として発足し、昭和27年6月の定時総会で社団法人新潟県獣医師会に改称して今日までに至っている。この間、新潟県獣医師会は産業動物や小動物の獣医療、公衆衛生や家畜衛生の分野の多大な貢献によって地域社会から信頼され、大きな期待が寄せられてきている。また、新潟県獣医師会は先輩諸氏の尽力により、組織や財政基盤が確立するとともに、支部や部会の設置などの体制整備も図られてきている。このたびの

新公益社団法人化に当たり、これまでの新潟県獣医師会の体制を大切に維持し、新公益法人に見合った環境整備を図るために、新潟県獣医師会公益社団法人化推進委員会を設置し、公益目的事業を明確にするとともに、事業や組織の見直し、定款、規則、規定の改正などの作業を精力的に取り組み、また理事会ならびに総会に諮りながら、申請書を作成した。これもひとえに、先輩諸氏が築いてこられた新潟県獣医師会の体制の礎があったからこそ、速やかに公益社団法人の認定を受けることができた実感している。

公益社団法人新潟県獣医師会は公益目的事業として公衆衛生・社会福祉事業（公益目的事業1）、学術普及向上事業（公益目的事業2）及び動物愛護普及啓発・野生動物保護事業（公益目的事業3）の3つの事業を掲げている。

（1）公衆衛生・社会福祉事業

この事業の主なものとして、狂犬病予防事業がある。世界で5万人余の死者を出している狂犬病は、発症すると100%死亡するといわれる治療法のない死の病であるが、このような狂犬病の脅威や狂犬病対策の必要性は一般にそれほど理解されていない。行政、獣医師、飼い主が緊密に連携して狂犬病の正しい知識と予防法の普及・啓発が重要である。新潟県獣医師会の狂犬病予防事業の定期注射は新潟県の各市町村と覚え書きを結んで実施し、新潟県内の予防注射実施頭数は10万頭余の登録頭数の90%以上で、全国的にも高い水準であろうと思っている。これからも狂犬病予防注射の接種率向上に向けた広報活動を推進するとともに、この事業が円滑に推進し、法の目的が達成されるよう努める必要がある。

狂犬病予防事業以外の公衆衛生等増進事業には、身体障害者補助犬利用者への支援事業、人畜共通感染症及び食中毒予防対策事業、畜産食品などの公衆衛生確保に関する事業なども含まれている。特に、人や動物に甚大な被害をもたらす口蹄疫や鳥インフルエンザなどの感染症の予防対策や厳しい経営を強いられている畜産農家のための支援などを行政や新潟県民とともに連携して積極的に取り組むことにしている。

[†] 連絡責任者：楠原征治（公益社団法人新潟県獣医師会）

〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 県公社ビル6階

☎025-284-9298 FAX 025-281-1368

E-mail : sinkenju@sage.ocn.ne.jp

(2) 学術普及向上事業

この事業には獣医学術、獣医療の専門的知識及び技術の向上を掲げている。獣医師が学会などに参加するとともに、講習会、研修会、公開講座等の開催や国際交流などを積極的に行うことによって獣医師の人材育成ならびに資質の向上を図ることを目的としている。新潟県獣医師会はこれまでも、幾つかの公開講座を定期的で開催するとともに、モンゴル獣医師会と国際交流協定を結び、モンゴル獣医師の養成を支援してきた。また、新潟県獣医師会の各支部や産業動物、小動物臨床、獣医公衆衛生の部会でも研修会等が積極的に開催されている。今後も獣医師各位が自己研鑽に努め、社会的責任を果たす取り組みを推進することとしている。

(3) 動物愛護普及啓発・野生動物保護事業

この事業は犬、猫、鳥等の家庭飼育動物の習性、適正な飼育管理、衛生管理、愛護・保護精神の高揚などについて、広く県民に普及啓発することを目的としている。主な事業には、学校飼育動物適正管理支援事業、野生傷病鳥獣保護収容事業、緊急災害時動物救護救済対策事業などがある。

学校飼育動物適正管理支援事業は新潟市、佐渡市、三条市、燕市と委託契約を交わして、学校飼育動物の健康診断、飼育指導及び診療等の支援を行ってきているが、これらの市以外にも県内各地域に学校飼育動物の委員を配置して、受け入れ態勢の整備を図っている。現在、新潟県内の小学校等では生物教育や情操教育などを目的として、多くの学校で動物が飼育されている。子どもたちが心豊かに育ち、命を大切にすることを育むには、動物と触れ合い、責任を持って世話をするなどの関わりあう経験が重要である。学校飼育動物を効果的に教育活動に使用するには、子どもたち、先生方、PTA、教育委員会、そして獣医師等が一体となって取り組む必要があると考える。これからも飼育方法、健康管理、動物飼育の意義などについて助言、支援していきたいと考えている。

野生傷病鳥獣保護収容事業は新潟県との契約による傷病野生鳥獣の救済活動である。新潟県内の野生鳥獣の傷病事故は大部分が鳥類であるが、毎年500件以上の傷病

鳥獣が動物病院に収容され、治療を受けている。新潟県では野生鳥獣保護対策として、特別天然記念物の佐渡のトキの保護対策に力を注いでおり、これまでに29羽のトキが放鳥されたが、これらの野生鳥獣は自然を構成する重要な要素の一つでもあり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善する上で、欠かすことのできないものである。新潟県獣医師会は今後とも、この野性傷病鳥獣保護収容事業を新潟県と協力して取り組み、公益法人としての社会的役割を果たす所存である。

緊急災害時動物救護救済対策事業は新潟県の防災計画に基づき緊急災害時に自治体、関係団体と連携して、被災動物の救護救済対策に取り組むことを目的としている。災害時に現地対策本部を設置し、被災愛玩動物の健康診断、治療及び相談などに従事する協力病院の募集及び日程調整を行い、医薬品、機材などを調達するとともに、被災地における動物の医療救護・保護活動に関する情報提供の取り組みを推進することとしている。現在、東日本大震災による津波災害や原発の放射線汚染で、東北地方から新潟に多くの方々が避難されてきているが、犬や猫などを同伴されてくる方々も多く、新潟県獣医師会は新潟県、新潟市などととも東日本大震災避難者同伴動物救護対策本部を立ち上げ、これらの被災動物の救護救済対策に取り組んでいる。

公益とは法律学的には「不特定多数の利益」とあるが、簡単にいえば「世の中のためになること」である。公益社団法人新潟県獣医師会は、地域に必要とされる公益的事業を通じて社会的責任を明確にし、獣医師各位がより一層の公益性に対する理解を深めることによって誇りと使命感をもち、社会に対しての責任を果たすことにより、明るい社会に貢献できるものと思っている。

このたびの公益社団法人への移行を契機として、全国ならびに新潟県獣医師会の獣医師各位が社会の負託に応じて誇り高く、力強く発展することを祈念するものである。